

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例		
条 例 番 号	昭和 39 年神奈川県条例第 79 号	法 規 集	第 3 編 第 4 章
所 管 部 局 室 課	総務部財産管理課		
条 例 の 概 要	地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定により、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方自治法において、行政財産の使用の許可を受けた者からは使用料を徴収することができ、また、この使用料に関しては、条例で定めなくてはならないと規定されていることから、この使用料に関する事項を定めた条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	使用料の算定は、受益者負担の原則に基づき、土地及び建物の価額に一定の率を掛ける方法を基本とし、電柱等使用面積がごく小さいものは例外的に単価方式を採用するなど、適正かつ有効な方法を採用している。 なお、単価については、近年の地価の変動等を踏まえて、適宜改正する必要がある。	使用料収入額 18 年度 331,501 千円 17 年度 332,503 千円 16 年度 312,629 千円 15 年度 286,751 千円
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	使用料の算定は、定率又は定額方式により、必要以上に複雑なものではなく、十分に効率的なものである。 ただし、算出した使用料の額が一定額に満たないときは、徴収に要する費用を勘案し、その一定額を徴収することとするため、最低限度額を定める規定を盛り込む改正を検討する必要がある。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	地方自治法に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方自治法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令等に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。 (改正・廃止を検討する。)	理 由	特 記 事 項
		最低限度額の規定を盛り込む改正を検討する。 別表に定める使用料の単価は、地価の変動等を踏まえて、適宜必要な見直しを行う。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 (無)